

令和 7 年度弘前市有害鳥獣捕獲報奨金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、有害鳥獣による農作物及び林業生産物並びに生活環境への被害の拡大を防ぎ、もって、市の農林業の振興、生活環境の保全等に寄与するため、当該被害の発生した地域において有害鳥獣を捕獲した者に対し、令和 7 年度予算の範囲内において報奨金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(報奨金の交付対象者等)

第 2 条 報奨金の交付対象者等は、別表に定めるところとする。

(報奨金の交付)

第 3 条 報奨金の交付を受けようとする者は、捕獲後速やかに有害鳥獣捕獲報奨金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対して報奨金を交付するものとする。

3 前項の規定による報奨金の交付をもって、決定の通知をしたものとみなす。

(報奨金の返還命令等)

第 4 条 市長は、報奨金の交付を受けようとする者又は交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、報奨金を交付せず、又は既に交付した報奨金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は関係法令に違反したとき

(2) 申請書の記載事項に虚偽又は不正があったとき

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

年 月 日

弘前市長 様

住 所
申 請 者 氏名又は名称
電 話 番 号

有害鳥獣捕獲報奨金交付申請書

令和 7 年度弘前市有害鳥獣捕獲報奨金交付要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、有害鳥獣捕獲に係る報奨金の交付を申請します。

交付申請額	円 (捕獲頭数 頭 × 10,000 円) (捕獲頭数 頭 × 20,000 円)
鳥獣の種類	☐ ニホンザル ☐ ツキノワグマ
捕獲場所	弘前市大字
捕獲年月日時刻	年 月 日 () 時 分
捕獲方法	☐ 猟 銃 ☐ 箱わな
雌雄の別	☐ オ ス ☐ メ ス
推定年齢	() 歳

2 頭以上の場合は裏面に記入してください

※添付するもの

- ☐ ニホンザルの尾（市の指定袋にて添付）
- ☐ ツキノワグマの尾（市の指定袋にて添付）
- ☐ 請求書
- ☐ 口座振替依頼書（1 回目のみ）
- ☐ その他（)

上記のとおり確認しました。

確 認 年月日	年 月 日	確認者住所 氏名	弘前市大字 印
------------	-------	-------------	------------

2頭以上捕獲した場合はこの表に記入してください

裏面（複数頭用）

No.	捕獲場所	鳥獣の種類	捕獲年月日 時 刻	捕獲方法	雌雄の別	推定 年齢
1	弘前市大字	☐ ニホンザル ☐ ツキノワグマ	年 月 日 時 分	☐ 猟銃 ☐ 箱わな	☐ オス ☐ メス	歳
2	弘前市大字	☐ ニホンザル ☐ ツキノワグマ	年 月 日 時 分	☐ 猟銃 ☐ 箱わな	☐ オス ☐ メス	歳
3	弘前市大字	☐ ニホンザル ☐ ツキノワグマ	年 月 日 時 分	☐ 猟銃 ☐ 箱わな	☐ オス ☐ メス	歳
4	弘前市大字	☐ ニホンザル ☐ ツキノワグマ	年 月 日 時 分	☐ 猟銃 ☐ 箱わな	☐ オス ☐ メス	歳
5	弘前市大字	☐ ニホンザル ☐ ツキノワグマ	年 月 日 時 分	☐ 猟銃 ☐ 箱わな	☐ オス ☐ メス	歳
6	弘前市大字	☐ ニホンザル ☐ ツキノワグマ	年 月 日 時 分	☐ 猟銃 ☐ 箱わな	☐ オス ☐ メス	歳
7	弘前市大字	☐ ニホンザル ☐ ツキノワグマ	年 月 日 時 分	☐ 猟銃 ☐ 箱わな	☐ オス ☐ メス	歳
8	弘前市大字	☐ ニホンザル ☐ ツキノワグマ	年 月 日 時 分	☐ 猟銃 ☐ 箱わな	☐ オス ☐ メス	歳
9	弘前市大字	☐ ニホンザル ☐ ツキノワグマ	年 月 日 時 分	☐ 猟銃 ☐ 箱わな	☐ オス ☐ メス	歳
10	弘前市大字	☐ ニホンザル ☐ ツキノワグマ	年 月 日 時 分	☐ 猟銃 ☐ 箱わな	☐ オス ☐ メス	歳

（捕獲作業を行った者の氏名を記入）

別表（第2条関係）

交付対象者	要件	交付金額	申請 時期	申請書に添付 するもの
市から捕獲許可を受け、捕獲に従事した者。	弘前市内でニホンザルまたはツキノワグマを捕獲し、その尾を証拠品として提出すること。	・ニホンザル 1頭につき 10,000 円 ・ツキノワグマ 1 頭につき 20,000 円	随時	・ニホンザルの尾またはツキノワグマの尾 ・請求書 ・口座振替依頼書(1 回目のみ) ・その他市長が必要と認めるもの